



第3章

計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

本町では、すべての家庭（親）が安心して子どもを産み育てる喜びを実感できることはもちろん、次代を担う子どもの成長を喜びあえるまち、子ども自身が大和町で生まれ育った喜びを実感できるまちをめざして、さまざまな施策・事業の推進に取り組んできました。



本計画では、『大和町 子ども・子育て支援事業計画』の理念や方向性などを引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの大和町を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざして、「育てる喜びと育つ喜びが実感できるまち・大和」を引き続き基本理念に定めます。

[基本理念]

育てる喜びと育つ喜びが実感できる
まち・大和



2 基本目標

(1) 保育の量的な整備と質の向上

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めるとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

また、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

さらに、核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化による保育ニーズの高まりへ対応するため、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

(2) 切れ目のない地域子ども・子育て支援の充実

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要であり、子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めます。

また、子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があり、地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組めます。

(3) すべての子どもや子育て家庭への支援・・・・・・・・

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後子ども総合プランをふまえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

また、障害のある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

さらに、「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等をふまえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

育てる喜びと育つ喜びが実感できるまち・大和

1 保育の量的な整備と質の向上

- 教育・保育施設の需要量及び確保の方策
- ・幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の方策
- ・教育・保育の一体的提供推進
- ・幼児期の教育・保育に関するその他の施策
- 教育・保育施設の質の向上、
幼・保・小連携の体制強化、小学校教育との円滑な接続
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保
- 幼児教育の質の向上（幼児教育アドバイザーの配置・確保）
- 外国につながる幼児への支援・配慮

2 切れ目のない地域子ども・子育て支援の充実

- 地域子ども・子育て支援事業
- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策
- ・産休後及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ・専門的支援に関して都道府県が行う施策との連携
- ・職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備

3 すべての子どもや子育て家庭への支援

- 次世代育成支援関連施策
- ・未就学児の発達支援事業の充実
- ・幼児教育の充実
- ・児童福祉施設的环境整備
- ・子育て支援のネットワークづくりの推進や保護者への情報提供の充実
- ・児童虐待防止対策の推進
- ・ひとり親家庭等の自立支援や子どもの貧困対策の推進
- ・育児学級や家庭教育等の充実
- ・子育てにかかる各種支援制度の周知
- ・保育費用等の軽減（幼児教育・保育の無償化）
- ・子育てへの男女共同参画の促進
- ・子どもの視点に立った遊び場づくりの推進と環境整備の推進
- ・柔軟な運営による居場所づくり
- ・子育て支援者の育成
- ・放課後の子どもの居場所づくり

4 教育・保育等の提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、教育・保育等を提供するため、市町村は、人口や交通事情等を勘案して、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。

本計画では、事業の特性や実態を考慮し、町内全域で需要・供給の調整を柔軟に行えるよう町内全域を教育・保育等の区域として設定します。

【 事業ごとの提供区域 】

事業		区域
教育・保育施設等整備事業		町内全域
地域子ども・子育て支援事業	1 利用者支援事業	町内全域
	2 延長保育事業	町内全域
	3 放課後児童健全育成事業	6区域 (各小学校単位)
	4 子育て短期支援事業	町内全域
	5 乳児家庭全戸訪問事業	町内全域
	6 養育支援訪問事業	町内全域
	7 地域子育て支援拠点事業	町内全域
	8 一時預かり事業	町内全域
	9 病児保育事業	町内全域
	10 ファミリー・サポート・センター事業	町内全域
	11 妊婦健康診査事業	町内全域
	12 補足給付事業	町内全域
	13 参入促進事業	町内全域

5 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

令和6年までの0歳から11歳までの子どもの将来推計は、減少傾向で推移していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	223	223	225	225	223
1歳	227	225	225	227	227
2歳	263	223	221	221	223
3歳	274	259	220	218	218
4歳	283	268	253	215	213
5歳	292	282	267	252	214
6歳	304	293	283	268	253
7歳	322	303	293	284	267
8歳	311	318	300	290	281
9歳	298	308	315	297	288
10歳	305	298	308	315	297
11歳	285	300	293	302	309

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

